

2011年7月4日

著作権法第30条に関する意見

(社) 日本経済団体連合会
知的財産委員会企画部会長
日本電気(株) 特別顧問
広崎 膨太郎

1. 著作権法について (総論)

- コンテンツ関連ビジネスは、わが国にとって極めて重要。
- デジタル化・ネットワーク化の進展やクラウド等の新しい技術の登場等により、著作権法が従来前提としてきた世界は大きく変化。これに対して法制度の対応が充分でないことから諸般の問題が発生。
- 技術進歩の果実を積極的に活用し、利用者の利便性向上を図るべき。
他方、権利者の権利が不当に侵害されることは避けるべき。
利便性向上と権利保護との適切なバランスを図ることが極めて重要。
- 最適なバランスについては、技術進歩の動向も踏まえつつ、絶えず社会に問いかけ、社会的コンセンサスを得て行くことが必要。

2. 第30条「私的複製」について

- 「個人や家庭における複製は、流通可能性が低く、量も少なく、質も低い」という従来の前提は変化。技術の進歩により、「個人や家庭から、質の高い複製を瞬時に世界に流通させることができる」時代に突入。「私的複製」に関する問題は、技術の進歩と法制度のミスマッチにより生じる一つの事例。
- 著作物の保護技術が進展し、利用者が情報にアクセスすること自体が一部制限されようとしている中、著作権者の利益と利用者が情報にアクセスすることによって得られる利益をどのように調整するか等の問題も重要。
- 私的録音録画補償金制度のあり方の問題を含め「私的複製」の議論は、新しいコンテンツビジネスの創出とコンテンツの利用に関わるイノベーションの創出、双方の観点を踏まえつつ検討することが必要。

3. 今後に向けて

- 技術の進歩に伴う環境の変化に対して、わが国の著作権法がどのように応えるのか、今まさに問われている。
- 諸外国においては、イノベーション創出による国家の成長を念頭に、時代の変化を見据えた知財法制のあり方につき議論。著作権法についても同様の文脈で産業政策として検討し、コンテンツ産業を成長の鍵と位置付ける国も出現。わが国も、現行法で目的として掲げている文化の発展のみならず、産業振興や国益といった観点から議論を深めることが不可欠。
- このような問題意識のもと、産業振興を意識した制度改革の一つとして、経団連では、2009年1月に、産業的に製作される著作物等の利用の円滑化を図るための「産業財産権型コピーライト」制度等、権利者に選択権を与える具体的な制度設計を提案（「複線型著作権法制」）。部分的ではあるが、新しい著作権法の議論に向けた道筋をつけたので参考とされたい。
- わが国には、現代に至るまでの長い歴史の中で築かれた世界でも冠たる優れた技術と文化の基盤がある。産業界としては、これを利用しつつ、著作物の適切な活用を促進することで権利者にも社会にも利益をもたらす更なる創作・利用のインセンティブとなるような制度につき検討を深める所存。

以上

【参考】

デジタル化・ネットワーク化時代に対応する複線型著作権法制のあり方（概要）

デジタル化・ネットワーク化の進展により、著作物等の創作、利用、流通の形態が大きく変容しており、現行著作権法の仕組みだけでは、著作物等に対する多様なニーズに応えきれなくなっている。

そこで、現行著作権法制を基礎としつつ、著作物等の利用目的に応じた二つの制度（「産業財産権型コピーライト制度」および「自由利用型コピーライト制度」）を新たに創設することで、複線型著作権制度を整備すべきである。あわせて実効的な権利保護のための環境整備も必要となる。

複線型著作権法制は、あくまで権利者が自らの意思にもとづき、必要に応じて選択的に制度を利用することを想定したものである。特段の意思表示がなされない場合は、現行著作権法制が適用される。

1. 産業財産権型コピーライト制度

多数の創作者が関与し、産業的に製作される著作物等（産業財産権型コンテンツ）の利用の円滑化を図るための制度。なお、当制度は、産業財産権型コンテンツの利用許諾の強制や、現行著作権法上の権利の制限・縮減を行うものではなく、利用方法・条件等は、産業財産権型コンテンツ著作権者の裁量に委ねられる。

(1) 制度利用の前提：

産業財産権型コンテンツの製作に参加した創作者（原権利者）と産業財産権型コンテンツの著作権者との間の契約において、産業財産権型コンテンツにかかるすべての著作権が譲渡またはライセンスにより産業財産権型コンテンツ著作権者に一元化されていること。

(2) 制度利用の要件：

産業財産権型コンテンツ著作権者が上記の契約による権利処理の概要を登録機関に登録すること。

(3) 登録の効果：

ライセンス契約の対抗力や公的な権利証明の発行などの法的効果を付与し、取引の安定性を担保する。

2. 自由利用型コピーライト制度

権利者が自由な利活用を認めた著作物（自由利用型コンテンツ）のインターネット上における利活用の円滑化を図る制度。

(1) 制度利用の要件：

権利者の意思にもとづく著作権の放棄（または不行使）について、著作物へのメタデータの埋め込みなどの方法によって、その事実を利用者が認識できるよう明示すること。

(2) 制度安定のための措置：

一度、著作権の放棄（または不行使）を表明した後は、利用者に不利になる変更を禁止するなどの措置を講じる。

3. 実効的な権利保護の実現のための環境整備

（略）

* 提言本文は、<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/007.pdf> を参照されたい。

以上